

# 野田 九条通信

2011年1月号

No.61

「野田・九条の会」事務局

TEL 7122-0502

野田九条の会ホームページ  
http://www17.ocn.ne.jp/art.9/

心からめげずしておもてんがする社会に

## 政治や社会に声を挙げないと変わらない どどどん声を挙げていこう

野田九条の会呼びかけ人 武智多恵子

幼い頃、両親になぜお正月に「明けましておめでとつ」と言つのだ、しつこく聞いた事をいつも思い出します。それは、「今年も無事に地球も家族も新しい年を明けられることができたね」と聞き、当時戦時中を体験してきた私にはすごい言葉でした。年が明けるといふ事は、前年を改めて新年こえっ？ 日本の社会もえっ？ 何の好くなる期待は示されず、年は明けました。



絵 野田九条の会呼びかけ人

関綾子

かつて65年前に多くの犠牲のうえの敗戦を機に、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起る事のないようにする「日本国憲法九条」ができました。その後65年間

日本国民はこの憲法九条によって幾たびも戦争への動きをくい止めてきました。世界と日本に平和を築く事を国民の願いとしてきました。

しかし、今、人が繋がらない社会が作られ、ばらばらになっています。一昨年は歴史的な政権交代で国民は大きな期待を持ちましたが、何も変わらない不安と恐怖すら感じます。就職難で若年ホームレスが急増、就活競争へ、人と信頼関係が結べない事が起きていること、そうしているうちに国民の知らない所で防衛と称して、「自衛隊の動き」が活発になり、「思いやり予算」も加算され着々と動き出している事に驚きます。「九条の会」をもっともっと大きく強くする目標こそ、真の「明けましておめでとう！」だと思います。

今月の予定

学習会 1月8日(土) 午後2時～3時 「尖閣諸島問題」中央公民館2階講座室

定例会 1月8日(土) 午後3時～5時 中央公民館2階講座室

今年の活動計画を話し合います。ご参加ください。

新成人にアピール

1月10日(月・祝日) 9時～10時30分

野田市総合体育館前

新成人の皆さんに憲法の大切さをアピールするチラシを配布します。





許しがたい憲法無視の危険な政策転換

## 新防衛大綱 脅威には軍事力で対応

政府は昨年末、第4次防衛大綱を閣議決定し、重大な方針転換を行った。与党内での議論が尽くされた形跡はなく、国会での十分な審議もなく、国民の同意もなしに、憲法の平和主義原則を踏みにじた暴挙を、到底認めることは出来ない。

### ●「基盤的防衛力」から「動的防衛力」へ

これまでの大綱が明示してきた「**基盤的防衛力**」構想は、脅威に直接対応しない抑制的な路線で、独立国として必要最小限の防衛力を整備するというものであった。

ところが、今回はこれを大きく踏み越える脅威対応型の「**動的防衛力**」構想が打ち出された。脅威への即応力、機動力などを重視し、自衛隊が活発な活動ができるようにすることを狙ったもので、「専守防衛」の有名無実化につながる危険を孕んでいる。

### ●転換の背景に、日米同盟の連携強化による対中国軍事戦略

中国を「地域・国際社会の懸念事項」と明記し、南西諸島方面の防衛体制を強化、自衛隊を新たに配置。

### ●武器輸出三原則見直しは見送られたが

日本の平和外交の基本政策だが、米国、防衛省、防衛産業界などの強い見直し要求がある。

兵器の国際共同開発・生産の必要性に言及し、将来の見直しの可能性を残した。

### ●憲法9条の理念に立ち返って、東アジアの平和実現のための方策を考えよう！！

#### <「防衛大綱」とは>

日本の**防衛力**のあり方、具体的な**整備目標**などについての基本方針。内閣の**安全保障会議**などの検討を経て閣議で決定する。（「**防衛計画の大綱**」の略称）

#### <進む防衛政策のなし崩し変更>

**第1次大綱** 東西冷戦期の1976年決定  
「**基盤的防衛力**」を明示

**第2次大綱** 冷戦終結後の1995年見直し  
「**基盤的防衛力構想**」を踏襲

★ 日米安保が平和と安定に寄与していることを再確認

**第3次大綱** 米同時テロ後の2004年改定

★ 基盤的防衛力の有効な部分は維持しつつも、多様な事態に対応する多機能、弾力的な防衛力事態に対応することを求める。

★ **自衛隊の海外活動を積極的に推し進める国際貢献活動を基本任務に含めることとした。**

● 2006年12月に**海外派遣を通常任務とする改正防衛庁設置法**・自衛隊法成立。防衛庁は**防衛省**に格上げされた。

官房長官談話により、

① 日米で共同研究している**弾道ミサイル防衛(MD)システム**の開発・生産については、**武器輸出三原則の例外規定とする**。② MD以外の案件については、今後、個別の案件ごとに検討することを発表。

**第4次大綱** 2010年改定

「**基盤的防衛力**」から「**動的防衛力**」へ転換を明示